平成２４年（フ）第８９４号
千葉県浦安市明海１丁目３番２―309号　夢海の街
破産者　竹内　　沆
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８９９号
千葉市美浜区真砂１丁目11番９棟408号
破産者　三浦　一成
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８号
神奈川県横須賀市森崎１丁目３番１―401号
破産者　株式会社大日工業
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６９８号
神戸市東灘区向洋町中２―22
破産者　有限会社アイランドフォト
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４５号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目12番25号エクセルビューM201号
破産者　福満　直子
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
群馬県藤岡市上戸塚127番地の１
破産者　有限会社エムイー技研
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７１号
東京都西東京市北町３―２―28横澤方、住民票上の住所埼玉県新座市栗原５丁目５番18号
破産者　白石　秀治
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９０７号
東京都東村山市本町２丁目24番地１ラヴィアンオランジュ107
破産者　大野　　孝
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４９２号
横浜市南区永田北２丁目８番９号
破産者　有限会社広正組
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５号
神奈川県平塚市花水台32番32―208号
破産者　株式会社インフィニットシステム
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４０号
岐阜県羽島郡岐南町八剣北４丁目111番地　奥田ビル５階
破産者　株式会社メディアネット
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
静岡県富士市大淵356番地の25、開始決定時の住所静岡県富士宮市小泉133番地の１
破産者　赤池　亮志
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３１７号
東京都世田谷区代田４丁目５番16号
破産者　有限会社エス・オー・エス
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１８５３号
京都市左京区北白川下別当町16番地の１
破産者　株式会社三晃商会
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７２５号
宮崎県児湯郡川南町大字平田4063番地２
破産者　株式会社金海産業
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２１０号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄432番地の７201
破産者　光谷　公一
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
埼玉県深谷市上野台144番地１　稲荷坂ハイツＢ―４号
破産者　鳴海　英樹
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１０９号
神奈川県横須賀市森崎１丁目17番18号　レジデンス・アクシス301
破産者　岩倉　守重
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第８６３号
愛知県知多市にしの台１丁目2203番地　シャルムＫＡＴＯ・Ｂ―101
破産者　相羽　利昭
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８７号
神戸市北区南五葉３丁目６番10号
破産者　村田　省二
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５８号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2681番地　ソレイユ202号、前住所熊本市北区兎谷２丁目２番８号　トウショウヒルズ101
破産者　今林　　茂
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係